

2020年4月28日

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の治療に関する緊急要望書

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

東京HIV訴訟原告団  
社会福祉法人はばたき福祉事業団

### 【要望事項】

1. 発熱等の体調不良を訴える薬害 HIV 被害者に対して、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の確認検査を迅速に実施すること
2. COVID-19 から回復した者の血漿を用いた療法（回復期血漿療法）を実施できる体制を迅速に構築すること
3. COVID-19 から回復した者の血漿を集め、高度免疫グロブリン製剤を開発するために必要な様々の施策を迅速に実施すること

### 【理由】

SARS-CoV-2 の感染が世界的に拡大し、日本においても全国に緊急事態宣言が出される事態となった。薬害 HIV 被害者は、HIV 感染によって免疫力が下がっているほか、様々な合併症も引き起こしていることから COVID-19 の重症化リスクが高い。国は、薬害 HIV 裁判の和解によって加害責任を全面的に認め、和解の確認書に基づいて被害者への恒久対策、すなわち原状回復・救済医療に全力を挙げることを誓った。ついては、COVID-19 によって被害者の命が奪われることのないよう、万全の体制をもってあたらなくてはならない。

未だ COVID-19 に対するエビデンスのある予防・治療法が存在しない中、4月7日、ジョンズホプキンス大学のEvan M. Bloch氏らが、COVID-19 患者に対して回復期血漿(convalescent plasma)を迅速に利用するための臨床ガイドブックを発表した※1。当ガイドブックでは、これまでに回復期血漿療法が重症呼吸器症候群（SARS）や中東呼吸器症候群（MERS）など他のコロナウイルスのアウトブレイクで効果が示唆されていることや、中国で COVID-19 患者に対しても臨床的有用性が示唆されていることなどから、特に感染初期において効果が期待できることを含め、回復期血漿の有用性や適応と使用法、そして採取と流通に至るまで様々に論じている。

また、4月6日には、CSL ベーリング米国本社が武田薬品工業株式会社と COVID-19 の治療薬となり得る回復期血漿を用いた血漿分画製剤（高度免疫グロブリン製剤）の開発に関する提携契約を締結し、その提携に他の血漿分画製剤メーカー4社が加わることも発表された※2。世界においては、回復期血漿を用いた治療薬開発が大きな進展を見せている。回復された方々に血液の提供を呼びかけるなどして、我が国でも最速で治療薬として提供ができる体制を準備されたい。

COVID-19 は急速に悪化することが知られており、もはや一刻の猶予もない。世界の流れに日本が遅れることのないよう、人命を守る観点から、上記要望事項を迅速に行うよう要望する。

※1 Evan M. Bloch (2020). Deployment of convalescent plasma for the prevention and treatment of COVID-19. *The Journal of Clinical Investigation*.  
<https://www.jci.org/articles/view/138745>

※2 CSL ベーリング株式会社（日本法人）プレスリリース（2020年4月6日）  
[https://www.cslbehring.co.jp/newsroom/2020/200406\\_coronavirus-alliance](https://www.cslbehring.co.jp/newsroom/2020/200406_coronavirus-alliance)